

知的障害者に対する情報保障に関する基礎的研究

- 支援者による支援方法の検討 -

筑波大学大学院 中井 敦美 (7981)

名川 勝 (筑波大学大学院・1915)

情報保障・知的障害・支援者

1. 研究目的

障害者に対する情報保障は、権利として言及される問題であり、その対象は視聴覚障害者だけでなく、知的障害者等も含まれることが2006年に国連で採択された障害者の権利条約において明示された。諸外国では、スウェーデンなどを中心に知的障害者に対する情報保障が1960年代から進められているが、我が国においてはその実践が不足していることが指摘されている（打浪，2009）。平成22年度に筆者が都道府県および政令指定都市の社会福祉協議会と県庁・市役所における障害福祉主管課を対象として障害者に対する情報保障の実施状況を調査したところ、知的障害者に対する情報保障の実施が低いことが示された。さらに、知的障害者の実態の多様性を鑑みると、情報自体をわかりやすく提示（変換）することに加え、人（支援者）による支援の重要性が指摘された（中井，2011）。しかし、知的障害者に対する情報保障における支援者の支援の在り方については体系的な検討が進められておらず、今後は国内外における実態・制度の調査に加え、支援者による情報保障の在り方など、基礎的かつ実践的な知見を見出すことで、知的障害者に対する情報保障の方法論やシステムを福祉的な観点からも構築していくことが必要であると考えられる。

そこで本研究では、知的障害者の情報取得場面において、知的障害者施設の支援者がどのような支援方法によって知的障害者の情報取得を支援しているのか、また支援がどのような要素により構成されているのかを明らかにすることを目的とした。これにより、今後支援者による支援の在り方を検討するための基礎的な資料とする。なお本調査においては、様々な方法が想定される情報取得場面の中でも、公的機関が発行している知的障害者向けの資料を用いて、当事者が情報取得を行う場面について検討する。

2. 研究の視点および方法

(1) 対象者：知的障害者施設に入所または通所している知的障害者のうち、文字を読むこと及び発話によるコミュニケーションが可能な知的障害者27名と、日常的にその当事者の支援に携わっている支援者15名を対象とした。

(2) 手続き：公的機関が発行した知的障害者向けのパンフレット（以下、情報材）の一部（成年後見制度の基本的な事項について記載）を用いた情報取得場面の観察を行い、観察終了後、支援者に対して支援方法及び支援の意図に関する面接調査を実施した。情報取得場面は、1) 知的障害者がパンフレットを読む、2) 支援者が説明や補足を加える、3) 支援

者が理解の確認を行うという手順で実施した。

(3)分析方法：情報取得場面における相互交渉を逐語録に起こし、セグメントの生成とそれに対するラベリングを行い、支援項目を抽出した。また、全ケースの支援プロセスを表に整理し、支援の出現頻度や相互交渉の内容に基づき支援プロセスの特徴を抽出した。

3. 倫理的配慮

調査にさきだち、口頭または書面による説明を行い、同意を得られた場合のみ調査を実施した。また、本調査は筑波大学大学院の倫理審査を通過している。

4. 研究結果

(1)支援項目：支援者が情報取得場面において実施していた支援項目を9個抽出することができた。抽出された支援項目としては、「返事を求める質問」、「発言を求める質問」、「単語の理解の確認」、「具体的な言及」、「定義」などであった。

(2)特徴的な支援方法：知的障害者に対する支援プロセスにおける特徴として挙げられたのは、「タームごとに理解の確認を行う」、「具体的な言及を行った上で定義する」、「当事者が日常的に使用しない単語に言及する」、「単語の説明を行うことによって情報材の説明が中断する」の4つであった。

「具体的な言及を行った上で定義する」という特徴は、当事者にとって具体的な事例を提示し、それを踏まえて定義を行うものであった (Table 1)。支援者への面接データにおいても、「難しい言葉は身近なものに置き換えて、イメージできるようにした」との発言があり、この支援は、知的障害者は抽象的な思考が苦手であることを踏まえ、支援者が具体的な内容や場面を提示したと考えられた。また、「単語の説明を行うことによって、情報材の説明が中断する」という特徴は、情報材の内容について説明を行う中で、当事者が理解できていないと思われる単語が出てきた際に、情報材の説明を中断して単語の説明を行うというものであった (Table 2)。しかし、諸外国において発行された知的障害者に対する読みやすい図書の指針においても、「話の展開は論理的一貫性をもたせ、いくつかの話の展開をひとつの文に詰め込まない」ことが指摘されており (Bror, 1997)、本来は一続きに行われるべき説明が中断されることは、知的障害者にとって理解しづらくなると考えられた。

Table 1 具体的な言及から定義を行うデータ例

支援項目	支援者の発言	当事者の発言
具体的な言及	だからさっちちょっと銀行の預金通帳を作らなくちゃいけないときに、〇〇(当事者)さんは自分で銀行の通帳作りにいける？	いけない。
	いけないね。じゃあ〇〇(当事者)さんは誰に作りに行ってもらってますか？お母さん？	お母さん。
定義	かな。預金通帳が理解できないときは、その、後見人がかわりに、〇〇(当事者)さんのかわりに行ってくれて作ってくれるのね。そういうお手伝いしてくれる人、制度なんですよ。成年後見制度って。	

Table 2 単語の理解に言及することで説明が中断するデータ例

支援項目	支援者の発言	当事者の発言
説明	このプリントが教えてくれるのは、成年後見制度っていうことなのね。ちょっと難しくわかりづらい言葉なんだけど。例えば〇〇(当事者)さんが、地域で、おうちとかで生活していくうえで、一人で買い物ったり、銀行…	
単語の理解に言及	銀行ってわかりますか？お金を預けるところとか。	うん。
説明	そういうところについて、何か手続きをしなきゃいけないっていう時に、ちょっと難しい。私もちょっと難しいんだけど、そういうのをお手伝いしてくれるのが、この成年後見制度(情報材を指す)っていうので。	

中井敦美 (2011) 平成 22 年度筑波大学大学院人間総合科学研究科障害科学専攻修士論文。未公開。

打浪文字 (2009) 障害者と情報アクセシビリティに関する諸課題の整理 情報保障の概念を中心に一。社会言語学, 9, 1-16。

Bror, I. T. (1997) GUIDELINE FOR EASY-TO-READ MATERIALS. The International Federation of Library Associations.